

(改定前)	(改定後)
<p>【本マニュアルにより検査を行うに際しての留意事項】</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(2) ~ (6)</u> (略)</p>	<p>【本マニュアルにより検査を行うに際しての留意事項】</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 保険会社に対する検査の実施にあたっては、保険会社の事務負担の軽減等の観点や保険会社の規模・特性等を踏まえ、以下の対応をとることとする。</u></p> <p>① <u>立入検査の実施にあたっては、株主総会（総代会）の開催日や決算期末には、株主総会や決算に関する業務の円滑な遂行に支障が生じないよう、当該業務の担当部署に対するヒアリングを控える等の措置をとるよう配慮する。</u></p> <p>② <u>資料等の徴求にあたっては、保険会社の既存資料等や監督部局が保険会社から徴求した資料等の活用に努めるとともに、保険会社から既存資料等以外の資料等を徴求する場合には、その必要性を十分検討のうえ、真に必要なものに限定するよう配慮する。</u></p> <p>③ <u>保険会社や保険募集人の小規模な営業拠点等（例えば、小規模な郵便局等）については、その対応能力を踏まえ、業務の円滑な遂行に支障が生じないよう配慮する。</u></p> <p><u>(3) ~ (7)</u> (略)</p>